

締約国に関する情報
MG

マダガスカル

附属書 B 1
MG

一般情報

国内官庁の名称	Industrial Property Office of Madagascar (マダガスカル工業所有権庁)
所在地	LOT VH 69 Volosarika Ambanidia, Antananarivo 101, Madagascar
郵便のあて名	B.P. 8237, Antananarivo 101, Madagascar
電話番号	(261-34) 43 152 36, 87 581 10
電子メール	omapi@moov.mg
インターネット	www.omapi.mg
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	電子メール
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から1箇月以内に提出しなければならない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、配達サービス会社がDHL, Express Mail Service 又はその他国際的に認められている配達サービスで、マダガスカルで利用できるものであることを条件とする。
マダガスカルの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局(附属書C(I B)参照)
マダガスカルが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	マダガスカル工業所有権庁(国内段階参照)
マダガスカルを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 追加証
国際型調査に関するマダガスカルの規定	マダガスカルにおける工業所有権の保護に関する政令第89-019号第51条
国際公開に基づく仮保護	なし

[次頁に続く]

MG

マダガスカル (続き)

MG

マダガスカルが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

マダガスカルが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知の日から4箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?

なし